

# 手続きチェックシート

# 転居

Ver.202508

事前予約で待たずに手続きを開始できます！  
ぜひご予約ください。



- ①WEBで日時を予約
- ②市役所でチェックイン
- ③呼出しで手続き開始

裾野市内で引越  
しされた方へ



**転居届**

住み始めた日から  
**14日以内**に届  
出してください

## 《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」または「住民基本台帳カード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

必要な書類がそろわない手続きは、  
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

## 忘れずにお持ちください

### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で  
本人確認  
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞



運転免許証



マイナンバーカード

その他

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・各種健康保険証（有効期限内）
- ・健康保険資格確認書
- ・年金手帳（証書）・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

### 代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をいたします
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



**裾野市役所** 〒410-1192 裾野市佐野1059番地

開庁時間 8時30分～17時15分

(土曜・日曜・祝日、年末年始[12/29～1/3]の開庁日はお休みです)

## 手続きチェックシートの使い方

必要な手続きの確認や、手続きに必要なものの確認にご利用ください。  
転入手続きを希望する場合は、上部の二次元コードから手続きの来庁日時を予約してください。

### 発券機の使い方

チェックシートに記載の個別の手続きをされる場合には、予約不要です。市役所の総合案内に設置している発券機で発券してお手続きをお願いします。

＜例：マイナンバーカードの手続きの場合＞



住所戸籍	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の発券機の種類
	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	住所変更	※マイナンバーカードの住所変更は本人の来庁が必要です。 (お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課	④ 1).
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードが出庫上りしたら、新住所へお持ち帰ります。新住所を通知します。新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要ですが(有料)	※再申請を希望する場合は受付窓口でご相談ください			
	印鑑登録が必要な方	住所は自動的に変更になります				



手続きチェックシート 転居

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機の使用
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	・住所変更	※マイナンバーカードの一部手続きはご本人の来庁が必要です。 (お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課	④ 1).
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要です(有料)	※再申請を希望する場合は受付窓口でご相談ください			
	印鑑登録が必要な方	住所は自動的に変更になります				
保険 年金	国民健康保険に加入している方				国保年金課 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">支所OK</span>	⑤ 3).
	→マイナ保険証の方	・資格情報のお知らせの記載変更 ※世帯構成の変更により、世帯番号及び負担割合(70歳以上)が変わる場合のみ				
	→マイナ保険証でない方	・資格確認書の記載変更	旧住所の資格確認書			
	→各種認定証をお持ちの方	・認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用、標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など			
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・資格確認書等の住所変更(後日郵送)	・旧住所の資格確認書 ・旧住所の特定疾病療養受療証(お持ちの方)			
年金を受給中の方	・年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ			⑤ 6).		
高齢	介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	・介護保険証の住所変更	・マイナンバーが確認できる書類(請求者・配偶者) ・通帳・キャッシュカード(請求者) ※公金受取口座の場合は通帳等不要 ・健康保険の資格がわかるもの(請求者)		介護保険課	⑤ 5).
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	・各種手帳の住所変更	・健康保険の資格がわかるもの(扶養者) ・マイナンバーが確認できる書類(子)		総合福祉課	⑤ 8).
	重度障害者(児)の医療費助成受給資格をお持ちの方	・重度障害者(児)医療費助成 ・受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度障害者(児)医療費助成受給者証(交付されている方) ※認印が必要な場合があります			
子ども	小学生・中学生のお子さんが出て、通学区域が変わる方	・転校手続き	左記の書類と転入学通知書を学校へ提出 前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書		学校教育課	⑥ 3).
	児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	・児童手当別居監護の手続き	子どものマイナンバーを確認できる書類 ※公務員世帯の方は、勤務先へ申請してください。		子育て支援課 (児童給付係)	⑥ 1).
	乳幼児・子ども医療費受給者証をお持ちの方(0歳~高校生)	・乳幼児・子ども医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	乳幼児・子ども医療費受給者証			
	幼稚園・保育園・こども園に入園しているお子さんがいる方	・住所変更 ※市役所窓口での手続きはありません			在籍している園	⑥ 2).

## 手続きチェックシート 転居

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機のご操作
<b>子ども</b> ひとり親家庭等に該当している方 <small>※世帯構成に変更がある方は、 別に手続きが必要になる場合があります</small>	・児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		子育て支援課 (児童給付係)	⑥ 1).
	・ひとり親家庭等医療費 ・受給者証の住所変更 <small>※変更届の提出が必要</small>	ひとり親家庭等医療費受給者証			⑥ 1).
特別児童扶養手当を受給している方	・変更届の提出が必要	※受付窓口でご相談ください		総合福祉課	⑤ 8).
重度障害者(児)の医療費助成受給資格 をお持ちの方	・重度障害者(児)医療費助成 ・受給者証の住所変更 <small>※変更届の提出が必要</small>	重度障害者(児)医療費助成受給者証 ※認印が必要な場合があります			
<b>税・料金</b> 上下水道を使用する方、または使用をやめる方	・使用開始申込み及び中止届	お電話 または インターネットで手続きできます		水道料金お客さまセンター 055-995-1831 オンライン手続き→	
	・納税相談			税務課	⑤ 1).
<b>その他</b> 戸別受信機(広報無線機)をお持ちの方、 借りた方	・新規貸出、返却または住所変更 手続き	戸別受信機(本体・コード)		危機管理課 22番窓口	⑦ 2).
	・住所変更	愛犬手帳(愛犬カード)		犬の登録情報の変更は オンラインで → 生活環境課	
	・ごみの出し方のご案内			21番窓口	⑦ 1).
	市営住宅に入居する方 または市営住宅に同居を希望する方	・市営住宅の退去手続き ・市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、 必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください		都市計画課 建築住宅係